

工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続に関する要領

この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号。以下「法」という。）および法第１５条第１項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１８年５月２３日閣議決定）の趣旨等を踏まえ、県が発注した公共工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）に係る入札および契約の過程に関する苦情の処理に関し必要な事項を定めるものである。

第１ 対象工事

１ 本要領による苦情処理の対象となる工事は以下のとおりとする。

- （１）一般競争入札方式によった工事
- （２）公募型指名競争入札方式によった工事
- （３）上記（２）以外の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式」という。）によった工事
- （４）随意契約によった工事

ただし、県の行為を秘密にする必要があるものおよび予定価格（消費税および地方消費税相当額を含む。）が２５０万円を超えないものを除く。

２ （１）にかかわらず、政府調達に関する協定（平成７年１２月８日条約第２３号）の対象工事については、「政府調達に関する協定第２０条に定める苦情処理手続の整備について」（平成７年１２月１日付け自治大臣官房総務審議官通知）に基づく「福井県特定調達苦情検討委員会」による苦情処理が行われることに留意する。

第２ 一次苦情申立て

１ 入札参加資格がないと認めた者に対する理由等の通知

発注機関は、一般競争入札において、入札参加資格確認申請書を提出した者のうち当該工事について入札参加資格がないと認めた者に対して、資格がないと認めた理由を書面により通知するものとする。

２ 非指名理由の通知

発注機関は、公募型指名競争入札において、応募資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨および指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。

３ 苦情の申立てができる者および申立てができる範囲

苦情の申立てができる者および申立てができる範囲は以下のとおりとする。

（１）一般競争入札

ア 入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、入札参加資格がないとされた者で、当該理由に対して不服がある者は、発注機関に対して参加資格がないとした理由についての説明を求めることができる。

イ 総合評価落札方式により落札者を決定した場合において落札者とならなかった者で、落札者決定の結果に対して不服がある者は、発注機関に対して落札者とならなかった理由について説明を求めることができる。

(2) 公募型指名競争入札

応募資料を提出した者のうち、発注機関による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、発注機関に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 通常指名競争入札

当該入札と同一の工事種別に競争入札参加資格を有する有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、発注機関に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

(4) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、発注機関に対して当該契約の相手方として選定されなかったことについての説明を求めることができる。

4 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、発注機関に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名および住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項および不服の根拠となる事項について記載する。（様式自由）

- (1) 第2のうち3（1）アに掲げる苦情にあつては、発注機関が入札参加資格の確認結果の書面を通知した日の翌日から起算して5日（福井県の休日等を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内
- (2) 第2のうち3（1）イに掲げる苦情にあつては、発注機関が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内
- (3) 第2のうち3（2）に掲げる苦情にあつては、発注機関が非指名理由の書面を通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内
- (4) 3（3）に掲げる苦情にあつては、発注機関が入札参加業者名の公表を行った日の翌日から起算してから5日（休日を含まない。）以内
- (5) 第2のうち3（4）に掲げる苦情にあつては、発注機関が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算してから5日（休日を含まない。）以内

5 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、発注機関は苦情を申し立てることができる最終日の翌日以降に、速やかに、書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数におよぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、この限りではない。

6 苦情の申立ての却下

発注機関は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

7 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本要領における対象

工事に係るものに限る。

- (1) 一般競争入札方式にあつては、入札公告に第2のうち3(1)に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。
- (2) 公募型指名競争入札方式にあつては、公募公告に、第2のうち3(2)に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。
- (3) 通常指名競争入札方式にあつては、第2のうち3(3)に掲げる苦情処理ができる旨を閲覧することにより教示する。
- (4) 随意契約方式にあつては、第2のうち3(4)に掲げる苦情処理ができる旨を閲覧することにより教示する。

8 苦情処理手続に係る明示

第2のうち1から5に係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、本要領により対象となる工事に限るものとする。

- (1) 第2のうち3(1)に係る手続については入札公告に、3(2)に係る手続きについては公募公告に記載する。
- (2) 第2のうち3(3)および3(4)に係る手続については、各発注機関において閲覧する。

9 苦情処理結果の公表

発注機関は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面および回答書を、各発注機関において閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

第3 再苦情申立

1 再苦情の申立てができる者および申立てができる範囲

第2のうち5の回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、発注機関に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法

- (1) 再苦情の申立ては、発注機関から第2のうち5の回答書を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に、書面により発注機関に対して行うことができるものとする。
- (2) 再苦情の申立てがあつた場合は、発注機関は、速やかに、福井県公共工事入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

3 再苦情申立てへの回答

発注機関は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日以降、速やかに、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨およびこれに伴い発注機関等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

発注機関は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。

5 再苦情申立てについての教示

第2のうち5の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

6 苦情処理手続に係る明示

第3のうち1から3に係る手続については、第2のうち5の回答書中に記載して明示する。

7 再苦情処理結果の公表

発注機関は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面および発注機関が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

8 入札手続きの執行

苦情および再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

附 則

1 本要領は、平成15年4月1日から施行する。

2 本要領による措置は、平成15年4月1日前に、入札または随意契約の手続に着手していた場合における当該入札およびこれに係る契約または当該随意契約については適用しない。

3 第3については、当面、予定価格が1,000万円を超えないものを対象工事から除外するものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日前に公告を行った入札により行う総合評価落札方式による落札者の決定については、適用しない。